

次世代育成支援の主な取組

市では、国が子ども・子育て支援法で定める「幼児教育・保育」の区分ごとの必要利用定員、「地域子ども・子育て支援事業」13事業の提供体制の確保以外にも、子ども・子育て支援に関する様々な事業を各部署で展開しています。

また、子ども・子育て支援法で定める16事業と併せて、次世代育成支援の視点からも、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく、市の次世代育成支援行動計画における子ども・子育て支援分野の事業として、家庭や地域と一体となって取り組んでまいります。

(1) 子どもの居場所・学びの場の充実

共働き世帯の増加や核家族化などの社会状況の変化によって、子どもが安全・安心に過ごすことができる場所の確保が求められています。また、子どもの健やかな成長を図るため、発達段階に応じた学びの場を整備することが必要です。

児童館や、公民館で実施している土曜子ども広場「友・遊」、図書館での「おはなし会・絵本のへや」、家庭の状況により保育できない場合には「定期利用保育」、不登校の児童に指導・援助を行う教育支援室「あゆみ教室」など、乳幼児から就学児童まで、子どもの発達段階に応じた安全で、安心に過ごすことができる場所・機会の充実を図ります。

また、就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童クラブと放課後子ども教室を行っています。国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学童クラブと放課後子ども教室の一体型とした連携をさらに推進します。

「新・放課後子ども総合プラン」における「一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室」とは、同一の小中学校内などで両事業を実施し、共働き家庭などの子どもを含めたすべての子どもが放課後子ども教室の活動プログラムに参加できることをいいます。

小平市では、小学校19校全校区で放課後子ども教室を整備し、学校敷地内に開設している学童クラブとともに、教育委員会と子ども家庭部が参加する運営委員会の実施など、事業を展開しています。

事業・取組名	内容
児童館	子どもが安全・安心に過ごすことができる場所を提供し、健全な遊びを通して子どもの健康を増進し、豊かな情操を養う。
土曜子ども広場 「友・遊」	完全学校週5日制に対応するため、毎週土曜日、小・中学生、親子を対象に、「学びの場」「遊びの場」を公民館に開設し、子ども同士のふれあいの場や異世代間交流の機会を設ける。職員や公民館利用者、ボランティア等で運営委員会を作り、メニューの検討を行う。
定期利用保育	就労などの理由で、家庭での保育ができない場合に、一定期間子どもの保育を行う。
おはなし会・絵本のへや	ストーリーテリング（昔話や創作のおはなしを素ばなしで語る）、絵本の「読み聞かせ」や、手遊び・わらべ歌などを行い、子どもたちの想像力をはぐくみ、豊かな心を育てる。
放課後子ども教室	市内小学校区単位で学校施設等を利用し、 学童クラブと連携のもと、地域のボランティアにより実行委員会を組織し、児童に放課後や休日等の安全・安心な居場所として、学びや体験、世代間交流などの場を提供する。
教育支援室「あゆみ教室」	心理的な要因等により、不登校の状態またはその傾向にある市立小・中学校の児童・生徒に対して適切な指導・援助を行い、学校復帰の意欲を高め、やがては学校に行けるように導くことを目的として、教育支援室「あゆみ教室」を開設している。

■ 一体型の目標事業量と確保方策 ■

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①目標事業量	19校区	19校区	19校区	19校区

平成26年度時点で、市内19小学校区すべてにおいて、学校内で学童クラブ及び放課後子ども教室を実施済み

(2) 子育ての相談・交流の場の充実

核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化などにより、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。また、家庭の養育力の低下や、地域の子育て力の低下が課題といわれています。身近に相談できる相手がいないなど、育児の孤立化することにより育児の負担感が増し、子どもを生み育てることに不安を抱える保護者が増加して状況にあります。

子育てふれあい広場や子ども家庭支援センター、女性相談室、教育相談室などで、子育て中の親の悩みや不安の解消のための相談に応じ、親子や保護者同士の交流の場を設けています。また、公民館では「子育て支援講座」などで、子育てに関する学習の機会を設けています。さらに、(仮称)子育て世代包括支援センターを整備することをはじめ、妊娠から出産、子育てにわたり、切れ目のない支援ができるよう、相談機関相互の連携や、交流の場の充実を図ります。

事業・取組名	内容
子育てふれあい広場	乳幼児の親子を対象に、市立保育園、地域センター等に広場を開設する。子育て相談員が親子の交流の促進や、子育て相談を行い、子育て中の親の悩みや不安の解消を図る。
子ども家庭支援センター（子育て交流広場）	子育てに関する相談、子育て交流及び子育て支援ネットワークの構築などを実施する。
女性相談室	生き方・暮らし・家族・夫婦・離婚・配偶者等からの暴力について、専門の相談員が電話・面談で相談に応じる。
子育て支援講座	家庭や子育て等について考え学んでいただくために企画した講座で、乳幼児を持つ市民を対象に講座に参加しやすいよう保育付き講座も行っている。
子育て世代包括支援センター（ゆりかご・こだいら事業）	母子健康手帳交付時等において、保健師や助産師が、全妊婦との面談を通して、妊娠・出産・子育てに関する相談に対応する。 妊産婦へ情報提供を行う中で、妊娠・出産・子育てに不安を抱えている妊産婦に対し必要に応じて関係機関と連携をとりながら支援する。
教育相談室	幼児・児童・生徒の心や発達のこと、勉強のこと、性格や行動で気になることなどの相談に、教職経験の豊富な相談員や、大学院で心理学を専門に学んだ相談員が応じている。相談や面接または電話により行っている。

(3) 子ども虐待防止対策の充実

子育て家庭や子ども自身の抱える課題が多様化、複雑化し、孤立や貧困など様々な要因から子どもの虐待は発生しています。虐待の未然防止から、早期発見・対応、子どもの保護・ケア、保護者支援など、アフターケアまで切れ目のない支援が求められています。

健康診査や乳児家庭全戸訪問事業などで把握した養育支援が必要な家庭を適切な支援につなげると同時に、関係機関との連携を図ることが必要です。要保護児童対策地域協議会では、児童相談所と区市町村間の連携はもちろんのこと、福祉、保健、医療機関、教育、司法など多方面の連携・協力を図っています。また、児童養護施設などで過ごす子どもに関しても、健やかに成長できるよう関係機関の理解と協力を得るとともに広報や啓発に努めていきます。

事業・取組名	内容
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている児童など要保護児童の適切な保護を目的として、児童福祉法に基づき設置しており、関係機関の連携を図る。

(4) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭が抱える課題は複雑・多様化しています。子育てや就労において困難な状況になることが多く見受けられます。子育て・生活上の問題や就労の相談支援だけでなく、経済的な支援などの様々な課題の相談に的確に対応し、子どもの健全な育成につなげるため、自立した生活の支援を推進します。また、本市の「小平アクティブプラン21※」と整合性を図り、支援の充実を図ります。

事業・取組名	内容
ひとり親相談	ひとり親家庭などの悩み事(生活・住宅・離婚・養育・就労等)について、情報提供・相談支援を行う。
就労支援	就職・転職を希望するひとり親家庭の方を対象に、自立・就労支援のための個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、市とハローワーク等の関係機関が連携しながら支援する。

※小平アクティブプラン21…小平市における男女共同参画推進計画。

(5) 障がいのある子どもへの支援

障がいのある子どもへの支援は、障がいについて正しい理解をすることはもちろんのこと、子どもの発達段階や障がいの特性に応じた支援や配慮することが必要です。保健、医療、保育、教育などの各種施策との連携を円滑にし、障がい児やその家族が地域で安心して生活できるような取組みを充実させます。

幼稚園、保育所、学童クラブなどでの障がい児の受入れを進めるとともに、本市の「障害児福祉計画」、「特別支援教育総合推進計画」などの関連計画と整合性を図りながら、支援の充実を図ります。

事業・取組名	内容
児童発達支援	就学前のお子さんを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得及び集団生活への適応訓練を行う。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要と認められるお子さんに児童発達支援や治療を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態にあり、外出することが困難なお子さんを対象に居宅を訪問し、児童発達支援を行う。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する。
保育所等訪問支援	障がい児が入所または通う保育所等の施設において、その他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。
心身障害児通所訓練委託事業	小学校就学前の心身障がい児の療育訓練を、一般財団法人に委託して実施する。
巡回相談	言語聴覚士、臨床発達心理士などの相談員が認可保育所を巡回し、保育士に対して、園児の発達等に関する指導・助言を行う。
こげら就学支援シート	家庭や幼稚園・保育所等における子どもの様子や保育の様子や配慮などを小学校に引き継ぎ、楽しい学校生活が送れるよう、橋渡しをする資料で、就学時健康診断の会場等で配布している。

(6) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

共働き世帯の増加や男性の子育て参画などにより、職場には男女がともに働きやすく、仕事と子育てが両立できるような環境、仕事と家庭生活の調和の実現が求められています。

本市の「小平アクティブプラン21※」と整合性を図り、仕事と子育てをはじめとする家庭生活の調和の実現を図るために、市民、事業者等に向けて、育児休業などの制度の**利用促進**やワーク・ライフ・バランスの意識啓発を積極的に行います。

事業・取組名	内容
広報誌「ひらく」の発行と講演会の開催	小平市男女共同参画推進条例に掲げる理念の浸透を図り、男女共同参画を推進するため、広報誌「ひらく」の発行や「女（ひと）と男（ひと）のフォーラム」、講座等を開催する。
事業者向け懇談会・セミナーの開催	育児休業などの制度の利用促進 やワーク・ライフ・バランスをめぐる法改正、企業の先進的な取り組みなどについて、周知する。

(7) 親と子の健康づくりの推進

子どもの健やかな発達・健康と、保護者の健康は、子ども・子育て支援の重要な基盤です。各種健康診査等により、子どもの発育・発達の確認と、保護者への的確な育児支援を行います。また、ハローベビークラス、離乳食・幼児食講座などでは、健全な生活習慣への理解や、育児に関する適切な情報提供や助言等を行い、子どもと保護者の健康の確保を図ります。

事業・取組名	内容
ハローベビークラス(母親学級、両親学級)	初めて赤ちゃんを迎える妊娠 16～31 週の妊婦さんとそのご家族の方を対象に実施する。
各種健康診査（3～4か月、6～7か月ほか）	母子保健法に基づき、乳児健診の一層の徹底と乳児の保健管理の向上を図ることを目的に、健康診査等を行う。
離乳食・幼児食講座（ステップ・もぐもぐ・かむかむ）	乳幼児期の健康、栄養、発育、発達などについての基本知識の習得を目的とし、離乳食の抗議、調理実習等を行う。